

北海学園大学法学部教授・当研究所理事長

佐藤克廣

1 課題設定 - なぜこんなテーマ?

いろいろ考えているうちにわたし自身が思いつい たことがある人は少ないのではないでしょうか。 す。本来であればわたしではなく、別な方をお呼 オリジナルなのかを調べてみました。そうします ルにあります「官治分権社会」という言葉を聞い トルを見て頂ければお分かりのように「自治」や をさせていただくことになりました。 の日程調整が難航し、最終的には急遽わたしが話 びしご講演いただく予定でしたが、打診した方と 演会にご出席いただきましてありがとうございま 「分権」をカギ括弧で囲んでいます。サブタイト 今日のテーマですが、レジュメに記載したタイ 「官治分権」 しめしめと思いましたが、念のために本当に -日は北海道地方自治研究所の定期総会記念講 の言葉自体は、筑波大学の岩崎

思います。これについても後ほど話していこうとおうとしている「官治分権」とは意味内容が異なっすが、岩崎先生の使い方は、わたしがこれから言

る、という程度にしておきます。全国を統治しようとしている姿を「官治」と述べをいたしません。中央政府の政治家や官僚たちがなお、「官治」について本日は特に詳しく説明

権と自治」に関連するものです。
のます『北海道自治研究』の六○○号、今年二○ります『北海道自治研究』の六○○号、今年二○のます『北海道自治研究』の六○○号、今年二○のます『北海道自治研究』の六○○号、

「分権」と「自治」とは何か

(1)

治と民主政治を考える-衆愚を避けるために」を昨年二〇一八年九月号(五九六号)に掲載した「自さらに言いますと、同じ『北海道自治研究』の

美紀子先生が書かれた論文に登場しています。で

ました。 ました。

うな風潮が感じられましたと書きました。に考えられてきたのではないか。あるいはそのよ分権を進めれば自治の強化につながるというよう「鋭角鈍角」には「分権」と「自治」は一緒で、

ではないかと考えるに至りました。もちろん言葉れを見てみると、それはちょっと、むしろ違うのわたしの中でどんどん高まってきたので問題提起わたしの中でどんどん高まってきたので問題提起をしたわけです。二〇〇〇年の分権改革以降の流をしたわけです。二〇〇〇年の分権改革以降の流をしたわけです。二〇〇〇年の分権改革以降の流

うか。

さは、「分権」や「自治」とは何なのでしょは、違うことなのではないかと考えるようになりではないと言えることに気づき、「分権」と「自治」とはないと言えることに気づき、「分権」と「自治」

② 分権改革は何をもたらしたのか

それなりに納得できる議論ではあると思っていま ないか、 きている、そういう流れになってきているのでは と考え自治体がやるべきだとして自治体に投げて きっちり責任を持って施策を展開するのは面倒だ くはやや乱暴なまとめ方になりますが、 ています。全権を持っている国ができない、もし さらには中央政府に広げていくことをさすわけで それではできない共同の課題解決を自治体政府や 完性とは、自分たちできることを自分たちで行い、 で指摘した「逆補完性の原理」です。そもそも補 金井利之先生が 文としてわたしがまず挙げるとすれば、東京大学 したが、 逆補完性は、それとは矢印の方向が逆になっ 2権改革がもたらした象徴的なことを示した論 という指摘です。 その時はさほど気に留めてはいませんで 『ガバナンス』二〇一二年八月号 最初に読んだときから 自分達で

七号に掲載した論文「『計画』による国-自治体間総合研究所今井照主任研究員が『自治総研』四七年れから時間がだいぶ経過しますが、地方自治

制を事例に」のなかで、「二○○○年以降、市町村制を事例に」のなかで、「二○○○年以降、市町村に策定が求められている計画が増大している。単に策定が求められている計画が増大している。単る。これが国によるポスト分権改革期のみならず、その政策成否責任についても市町村に転嫁している。単制を事例に」のないで、「二○○○年以降、市町村関係の変化~地方版総合戦略と森林経営管理法体関係の変化~地方版総合戦略と森林経営管理法体関係の変化~地方版総合戦略と森林経営管理法体

てきました。まだまだ、 綴っていたところに、この講演のチャンスが巡っ ならないと思い、その一部を二○一八年の拙論に 改めて「分権」や 常に共感を覚えました。そうしたことを背景に、 されてきているのではないか、と懸念をしていた お断りしておきます。 体的な話ではなく抽象的な話となることを最初に ところに今井先生が論文を発表しましたので、非 が二○一○年代に入り、 わたし自身、「地方自治」と呼ばれていたもの 考えている途上でもあります。 「自治」について考えなければ 精緻とまでは言えません なし崩し的にどんどん壊 ですので、 具

2 「自治」の過去・現在

たりするものだと思っています。その上で、「自治」、り、同じものを含んでいたり、別な方向に向かっわたしは自治の集合と分権の集合は時々交差したばよいのですが、非常に難しいので断念しました。本来であれば、「自治」と「分権」について図本来であれば、「自治」と「分権」について図

いて、まずは歴史を振り返ってみたいと思います。「分権」についてどのように語られてきたのかにつ

(1) 明治憲法下でも「自治」は存在した

という言葉は出てきています。 0) した。 が一万五○○○ほどに合併させられています。 います。この制度によって七万ほどあった村落数 制町村制」がつくられ、一八八九年に施行され に制定されますが、その一年前の一八八八年に「市 体は明治憲法が制定される以前から存在していま 市制町村制の解説書の中にも 皆さんご存知のとおり、 明治憲法 (大日本帝国憲法) 自 治 「分権」 は一八八九 という言葉自 や 自 治 そ

今日は一九一八年に再版が発行され、二○一八年に岩波文庫版として復刻された美濃部達吉先生の『憲法講話』を皆さんにも紹介したいと思います。この本では行政組織法の範疇として地方制度が説明されています。レジュメには、その内容をが説明されています。レジュメには、その内容をが説明されています。レジュメには、その内容をが説明されていません。

「自治」について美濃部先生は、「本来の意味でも通用するのではないでしょうか。「自治」について美濃部先生は、「本来の意味であり、自分が自ら政治を行いその他自分らの共同の利益を処理する意味である」と定義していませんが、この部分を取り除けば考え方としては今でんが、この部分を取り除けば考え方としては今でも通用するのではないでしょうか。

体が自 生は 意義においての 特色であり、常に団体を中心とした団体の事業が 要があるから」と述べた上で、 ういう意味ですよと言いながら、 ある」とも述べています。 国家の監督の下に自らその公共事務を行う意味で 地方行政にその地方の人民をしてこれを処理また と申すのは、 ところが、 民主権というからには これもそのとおりです。「自治」 家の監督の下に自己の目的たる行政を処理するこ し公共団体または公法人といいます。 立目的としている団体とは、 いるということが地方自治の法律上の最も著しい の意味が変わってしまっていると述べるわけです。 われる場面が は参与せしむるものであり、 も自己の組織決定を構成員自身で行えるなら「自 なぜこのようになったのかについて、美濃部先 さらに があることになりますし、 だとしています。 「自治という言葉に法律上の定義を与える必 』である」と定義しています。 三の目的たる公行政を行うことを法律上 政ばかりではない」とも述べていますが、 「この意味における自治制度は、 美濃部さんは、 ただ地方行政についてのみである。 「地方行政」に変わっており、 「自治」と定義し、「自治」とは「国 「自治」と言えるからです。 本来の 「今日普通に自治制度 私法上の法人と区別 国家内の公共団体が 国のレベルでも人 「団体を組織して は、 でも、 「自治」とはこ その公共団 民間団体で 公行政を存 実際に使 必ずし 言葉 $\overline{\mathcal{O}}$

このように、「自治」の語が二つの異なる意味

さず、 言え、 の文官高等試験などでも 関係者には使われていましたし、 自身も同 に使われているとしているわけです。 れていたはずです 公共団体の行政」と言うと述べています。 誤解を防ぐために彼自身は公共団体の自治 実際には 別々の名称を附すのが適当だと述べていま <u>ー</u>の 言葉 「自治」 (自治) という言葉が当時の政府 「自治」 で二つの意味を言い の言葉は出題さ 官僚になるため 美濃部先生 とは 表 は

② 明治憲法下では国に自治はない

籍 とは間違いありません。 す。 施した理由について、 もさせたのは承知のとおりで、 であり、 るを得なかったということになるのでしょう。 天皇主権のもとでは の「自治」を認めますよ、としたわけです。したがっ 政治を行うことは国レベルではありえないからで なぜなら天皇主権ですから。 方自治」としたのだろうと思います。要するに、 て、「地方」と「自治」をくっ付けてしまって、「地 「自治」 とはいえ、 明 0 整理 公共事務について明治憲法上国家レベルでは 治憲法下では当然、国に「自治」はありません。 は無いもの 実質は国家の支配層である官僚だったこ 一や徴税のため」 「自治」 Ő, 「自治」を地方に閉じ込めざ の範囲を決定するのは天皇 総務省の解説を見ると 地方レベルではそれなり 加えて自治体に国の仕事 と書いてあります。 人民が自分の立場で 明治の大合併を実 つま 글

> か。 をつくり、 り、 みることができます。 実行するのは困難であったからだと思うわけです。 僚だけで国民全体に対応するすべての公共事務を 奉仕となります。このようにした理由は、 らに国の仕事も肩代わりさせたため、それも無料 無料奉仕で「自治」をやることを求めました。 としたわけです。その人たちに国民の義務として の制度では有産階級、 くださいね」としたと言えるのではないでしょう すよ」と言いつつも、「それでは国の仕事もして こうした動きが さらに「公民の無料奉仕」を前提として、こ 国 の仕事を肩代わりさせるために 国民には 「官治 「自分たちでいろいろできま 名望家層を自治体の支配層 5分権] の萌芽ではない 「自治 国家官 かと 彼

ので、 市町 わち、 生の りませんでしたが、 任せていた点を官治 総合的な出先機関の機能を果たさせる、 プが官選であり、そうした府県に国の権限を与え の象徴であると捉えるのですが、 総合出先機関であった、 とお話ししました。戦前は官選知事の団体、 自治 いです。 冒 村 頭で、わたしのいう「官治 「官治分権」とは必ずしも一致してい 府県がありました。 「自治分権である」という区別をしている のトップは、 を分けているわけです。 つまり、 トップの選出方法で 今日のような公選制度では 一応自治体内で選ばれてい 「分権」であるとしています すなわち、 わたしは、 5分権] 岩崎先生はトッ 中 と 府県は国 央集権体制 「官治 あるい ません すな 崎 先 0

には、 りなさいと言って から「自治」だと単純に言って良いのだろうか、と しかし、そのように「自治」という言葉を使ってい うわけです。この状態は、 す。戦後は、都道府県知事も直接公選制、 るかで「官治」 ないだろうか、と思うわけです。 るとしたら、それは「官治」分権だと言えるのでは いうのがわたしの問題意識です。 いのだろうか、首長や議会議員が直接公選になった ば、都道府県も「自治分権」となったことになります。 も直接公選制となりました。このことをもって一般 2仕事をいろいろさせるときにその範囲を誰が決め たしの使い方はそうではなくて、 「都道府県も完全自治体となりました」と言 と「自治」を分けようという意味で 〈地方公共団体〉 岩崎先生の言葉を借りれ 国側がいろいろや に仕事をやらせ 自治体に国 市町村長

ることになった地方自治とどう違うのかをまず考 らの戦前の意味と、 治」について、さきほど紹介しました美濃部さん えてみます。 この点は、のちほどさらにみることにして、 戦後改革で憲法に盛り込まれ 自

(3)戦 後改革による 「自治

かれましたが、条文に規定されている たちが挿入したものです。 メリカ側が示した案にはなく (本旨) については誰もが知っているとおり、ア 後改革で日本国憲法には地方自治の条項が置 Н 本側の内務官僚 「地方自治

> です。 ため、 地方制度調査会で、 組み込んだわけです。だからそのように解釈しな に合格した人たちが内務官僚となります。この人 団体自治という枠の中で出題される文官高等試験 が した。 が良いのではないかとする人たちもいましたが、 承認説(伝来説)も引きずってしまっているわけ ければならないとはまったく思いませんが、どう たちが戦後に「地方自治の本旨」を日本国憲法に 自治とは、 した。その際ドイツ行政法学も一緒に輸入されま そうした人たちは敗れてしまうわけですね。その の制度を輸入したわけです。 本帝国憲法制度自体はドイツ(当時はプロイセン) 木俊一さんらが提唱した道州制論を見ても分かる しても団体自治の枠を引きずっていますし、 そもそも、 『自治』である」と述べています。このような 美濃部先生も「ドイツ行政法における地方 官僚たちではこれを直せませんし、 プロイセンの制度を導入することになりま あわよくば戦前の制度に戻したいという 大体が団体自治で、 明治憲法下での地方自治制度や大日 のちに東京都知事となった鈴 連合王国の憲法制度 自己を主張するの 第四次 国家

勝利先生が書かれたすぐれた解説を読みましてな る天皇機関説攻撃によって文官高等試験の問題 お書きになっておられるのは、 るほどと思いました。高見先生がこの解説の中で 意欲が感じられます。 文官高等試験について、 に触れられてはいませんが、 『憲法講話』 美濃部先生に対す 同書の後半で高見 では直接

的

こうした現実を考えると、 文官高等試験と「地方自治の本旨」とをつなげて 予備校などが慌てたという内容です。 はないか、と想像してしまいます。 国家承認説をそのまま入れようとしたためなので 治の本旨」を挿入したのは、 前 りませんでした。けれども、 と言うわけです。この方は、 ますが、「日本国憲法なんて読んだことないよ」 ていました。それで、酔った勢いだったとは思 とも言ってこなかったので役人を続けた」と話 う職を失うと覚悟していたが、 りますが、 から役人を務めていた人から話を聞いたことがあ いました。わたしも文官高等試験に合格し、 いるわけではありませんが、なるほどだなぁと思 変える必要が生じたこと、それによって試験準備 戦後を連続して勤めていたことになります。 「第二次大戦の敗戦によって役人と 日本国憲法に 旧内務省の方ではあ 戦前の団体自治及び 国の役人の多くは戦 GHQからやめる 高見先生 「地方自

憲法理論』 解できず、大学入学後も疑問に思っていました。 と教わったわけですが、 大学四年生のころ、 ころが多く、 地方自治の本旨は、団体自治と住民自治である。 では、 たのでしょうか。わたし自身も中学生あたりで 研究者側は地方自治の本旨をどう考えて が発行され、 感動したものです。 松下圭一 なぜそう解釈するのか理 積年の疑問 先生の が解消すると 『市民自治

考書を読みなおしてみました。 そこで、 今回 の講演に先立ち、 通説は国家承認説 行政法の 旧

解しているとは言えませんが、 び上がってきます。美濃部先生の しなければ地方自治は存在しないのか疑問が浮か 国家承認説と変わらないわけですね。 存在しないのかとなります。 50 ているから地方自治が存在するとするわけですか えでしかないようにも思います。憲法で保障され がおっしゃっているように、 ているようです。しかし、 とは言っていないようです。 る」と述べています。この意味をわたしが十分理 は 「憲政上重要だから、 では憲法で保障されていなければ地方自治は 地方自治制度が必要であ これは、 そうなると、実態は 国家承認説の 制度的保障説とされ 制度保障説の先取 『憲法講話』で 杉原泰雄先生 憲法で保障

承認説」 それほど変わっていないと言えるでしょう。 行政法学の教科書を読んでも 地方自治法が施行された一九四七年一二月末に内務 たもので、そのイメージが戦後改革で変わったかと ている可能性が高いのです。 て復活します。そうした流れであるとか、 省は解体されますが、その後、自治庁・自治省とし いのではないでしょうか。日本国憲法が施行されて いうと、やっぱり変わっていないと言わざるを得な もと、昔のドイツやフランスの制度を参考に作っ ここで一旦まとめるとすれば、「自治」 的なイメージは未だにしっかりと維持され 「自治」 のイメージは 憲法学、 はもと 「国家

3 「自治」の未来

① 「自治」を〈団体自治〉に閉じ込めない

ろん、住民自治をやめるということではありませ が、 がもっと広まっていけば良いと思っています。 れることはなくなったと思います。そうしたこと す。近年では、 理や市民自治の構想が広まるべきと考えていま ましたけれども、この中には実際には人の住んで 明治の大合併前に七万以上のムラがあったと言い だかよく分からないからという理由からです。誰 わたしはその話はやめようと思うわけです。もち 民自治の理論がそれほど奇異なものとして捉えら ね。ですから、誰もいない団体はあったわけです。 いないムラも数としてはかぞえられているんです は日本でもあることはあったのですね。さきほど も人がいないのに団体はできるのでしょうか。実 くいのではないでしょうか。 てみたいと思います。 治のなかに閉じ込めてしまうのはとても分かりに さて、団体自治があれば住民自治もあるのです わたしはむしろ、団体自治ではなく補完性の原 では、ここからは なぜその話をしないのかと言われそうです。 なぜなら、 住民自治の もはや住民自治は当たり前のこと 補完性の原理や松下圭一先生の市 部 「自治」 やはり、「自治」を団体自 をやめようと思うわけで それは団体自体が何 の未来について考え

りのようにも見えます。

唐突ですが、この会場にいる皆さんは息を吸って 葉も言っていたな」くらいに、 なるべく早く住民自治については「昔、そんな言 それを唱えることに違和感はないわけです。でも ではないから未だに言っているわけです。そして、 すね。「住民自治」については、それが当たり前 て、そんなことを偉そうに言ったらかえって変で て言う人はほとんどいませんよね。当たり前すぎ 存するためには酸素が必要だ、と大上段にかざし らです。だから普通は、 だ、とわざわざ言いません。それは当たり前だか いますが、我々が生きていくためには酸素が必要 民主権」も含まれています。ですから、これ しなければならないと思っています。 「当たり前」 た生方がおっしゃっているように、 「国民主権」の中には当然に自治体における「住 のことにしなければならないのです。 地球上の多くの生物が生 つまり当たり前 日本国 憲法

② 「補完性の原理」を展望する

通の〕問題・課題に対して何らかの方法で解決す さて、「自治」の未来を展望するには、本来の「補 さて、「自治」の未来を展望するには、本来の「補 さて、「自治」の未来を展望するには、本来の「補 さて、「自治」の未来を展望するには、本来の「補 さて、「自治」の未来を展望するには、本来の「補

でしょう。

国民主権と言いますけど、

すでに多く

ます。 辺地域みんなで解決しようという流れになってき しようとしますが、それで解決できない場合、周 る必要が出てきます。まずは家族や親せきで解決

を集め、 きないから、 置です。 題解決に いる人々に対して何かを強制できる組織が政府で フリーライダーなどが出てなかなか問題が解決で て強制力行使ができる仕組みをもった法人ですね いかもしれません。政府とここで言うのは権力装 かどうかを考えることです。 補完性の原理を考える際に重要なのは、 それを使って権力行使を行い、 つまり、その管轄下にある人たちに対し 「政府」を作って対応する必要があるの 円滑な問題解決のため強制的に税金 ちょっとわかりにく 管轄下に その問

募金を集め、 近ではクラウドファンディングなどに代表され 関係者全員が重要課題と認識し、 えば、そういうわけではありません。お金持ちが 強制力を発揮して無理やり嫌がる人々から税金を な場合も、 合って協力しあって解決する方法もあるでしょう。 私財を投げ打てば問題が解決する場合もあります。 のかを考えなければなりません。 (集合的·共通的) そうした組織が当該問題の解決に本当に必要な 場合は政府はいらないですね。 でなければその解決ができないのかとい 政 解決する方法もあります。このよう 府は必要ありません。 問題について、 あらゆる公共的 お金や力を出し 必ず政府 あるいは、 したがって、 (強

要なことは言うまでもありません。主義の考えと重なってしまいますので、注意が必について必要なのかどうかについても考えなければなりません。この部分を強調しすぎると新自由集めて問題を解決する制度が、あらゆる公共問題

いわけです。 市民がコントロールできることが重要だと言いたながら、このような権力機構すなわち政府機構をながら、このようなを力機構すなわち政府機構を

すが、 題解決には、 考えることが大事なのです。 ると一度立ち止まって、おかし だからこそ、どんな解決策にも作用・副作用があ も作用と副作用があるので、 しまっているからです。つまり、 絶対にこれが正しい、という解決策はないからで した能力が必要なのかといいますと、 冷静な判断力が必要となってきます。 おく必要があるからです。 ź. 結論じみたことを先に述べますと、こうした課 人は簡単な方に流されやすいわけですね あるとしたら、それは正しいと思い込んで ある程度の知識、 ただ、 それを事前に知って 想像力、 13 わたしもそうで どんな解決策に のではないかと 世の中には なぜ、こう 創造力、

4 「分権」の過去・現在

⑴ 「分権」は明治憲法下でも存在した

先ほど、「自治」は明治憲法下でも存在した、

₽́ 町 していました。これについては、 を地方自治権とも申します。」と記しています。 をする許りに止まるを地方分権と申します、 手に相談して事務を執行い、 政府から少しも干渉を受けずと申す訳に参らねど 務を我々人民に分任し自主自由の権を持たして、 政治の権は中央政府にて支配すれども、 ます。福井淳という方が一八八八年に書かれた『市 記載したものを改めて皆さんに紹介したいと思 政治を考える-衆愚を避けるために」の一二頁 五九六号 (二〇一八年九月) と話しましたが、 村制問答詳解』 法律の範囲内に於てする事は皆人民の気儘勝 明治憲法下では のなかで、 政府はただ之を監督 の拙稿 「地方分権と申すは 『北海道自治 「分権」 「自治と民 地方の も存

申します。」 ては呉れず、御無理御尤で置くを中では呉れず、御無理御尤で置くを中 容ることは出来ぬ故に、 そこで人民はこれに対しては如何なる事にも嘴を て布令を出して、少しも人民の上の事には構わぬ 於いて重立ちたる役人が相談して万事を取り決め 集権と申すは、 に引き廻されて、如何に苦情を鳴らすとも聞 それに対して、中央集権は次のように説明して なかなか面白いことを書いています。 すごいです 政治の権を大政府に握りて政府に 動もすれば勝手気儘の事 央集権の政と 「中央 入れ

おいていただければと思います。 方分権」の言葉は存在していたことを気に留めて 以上のことから、明治時代にも「分権」ないし「地

(2)呉越同舟 同床異夢な 「地方分権

ジを持っていると言えます。 メージを付与してきたと言っても過言ではありま .ますか、使う人によってそれぞれ都合のいいイ 方分権のイメージは呉越同 また、 現在でもそれぞれ都合のよいイメー 舟 同 床異夢と言

れません。 出てくるわけですね。これは「市民自治論」です 本来は国政も 物理 市民自治権が強化されるという考え方が 地方分権によって自治体の 前 な距離も遠いので難しいのかもし 「自治」でなければならないの 権限強化

ので中央政府のコントロールを弱めましょうかと ばなりません。それは維持しながら、 役所が一 化が進むと自治体だけで住民サービスを提供する いったような地方分権もあると思います。 のは難しいので、 あるいは、 『自治』」も考えられます。 定の行政 村松岐夫先生が指摘するような ある程度の規模をもつ自治体の の活動量を確保していなけれ 確かに、 「分権」 福祉国家 量

うことで、 路線ですね。この動きは えました。 のころからありました。 るいは経済界などが考えている地方分権です。こ 一番目は、 中央政府のスリム化です。 この流れは今も残っているのではない 見すると地方分権が進んだように見 中央政府の役人や近年の経済学者あ 財界主導で行政改革を行 一九八〇年代の第二臨調 いわゆる 「行革

もほぼ

律の市町村体制にならざるを得ないこと

た意味」です。

この意味だと、

全国どこ

は立場から見ますと、

路線などの視点、

あるい

総合行政主体路線や行革 を平成大合併推進勢力 リックスを作り、「分権

治体に仕事を回せば

分

集 権

には、 いとい

定の行政体制を備えていなければならな

でしょうか

り事業なりが自治体に降りてきたら、 るようにしなさいとする考え方です。 合に合わせて統合するなどして上手く行政を進め 央政府は省ごとに分立していますが、 ですね。やや説明しにくいのですが、 もう一つは 「総合行政主体論」 に関連するもの 要約すると中 これに類す 自治体の都 その施策な 当時 門は府 Έ 地 現

要なひとそろいの行政事務があって、 彌先生によれば、 時に使われた〈総合的行政主体〉 意味で出てきた総合的な行政主体論は噴飯物と言 るという意味の総合性 ると、 県が総合行政主体であるという議論でしたが、 の区域ですべてやらなければならない、 しかし、二〇〇〇年以降に市町村合併を促進する 説されています。これは、 行うという総合性の両面の総合性を意味すると解 の企画・立案、 いるが、それを統合)という意味と、②ある政策 方自治法』で総合行政主体の意味を再確認してみ 在は市町村に置き換わっています。これについ る総合行政主体論自体は戦前からあり、 わざるを得ません。市町村合併を進めようとした 元自治事務次官だった松本英昭さんの『逐条 ①関連する行政 選択、 「基礎自治体ならば、 調整、 の間の調和と調整を確保す (中央行政主体は分立して なるほどと思います。 執行などを一貫して は、 それを自 例えば大森 そのため 住民に必

> しまいます。 を意味する になりますから、 「分権」 最 0) 初に提示した市 イメージからは遠ざかって 民自治権 強 化

かなり違うと言えます。 このように、 地方分権 0 イメージは人によって

官治分権 の陥穽

(3)

が地方分権のスローガン 象限から「自治分権 めに、 した。今回、 わたしもそう言ってきま として叫ばれていました。 象限へという斜めの動 いたのは しも含め、 がります。 いう四つの象限ができあ 治集権」、 作成しました(図表)。 回 官治・自治と集権・ 「官治分権」、 「官治集権 一○○○年以降の官治分権を説明するた これまでわた よく言われて 改めてマト 極めて単純な図ですが、 3 0) 0 「自治集権」、 分権のマトリックスを 官 治 官治集権 官治分権 「自治分権」 分 権 自治集権 自治分権 自 治 官官 ح

・自治と集権・分権のマトリックス(講演者作成) 図表:官治

ちにもあるのかもしれません。かし、こうしたイメージが分権論者とされる人たたしはもちろんこうした立場ではありません。し権」であるという雰囲気が浮かび上がります。わ

ことをわたしは 状況になります。こうした、 てくるわけです。自治体は仕事をせざるを得ない のが当然でしょう、という論理で仕事を押し付け てなかった?、「分権」するんだから仕事をする ができないんですね。 村が中央政府から押しつけられる仕事を断ること 与える。 中央政府が仕事を配分し、 す。市町村に対し、さまざまな仕事をするように の責任配分、 は し、これは官治以外の何物でもありません。責任 わけです 「分権」と呼べるかもしれません。ただし、 「村で負わなければならないという部分では 誰が仕事を回すのか。それは中央政府で 確かに 実際には責任転嫁が増えてきている 「分権」 「官治分権」と言おうとしている 断った場合、「分権」と言っ のように見えます。 場合によっては権限も 良く言えば自治体へ 市町 しか

④ 「分権」が市民自治に向かう

方分権が進んでいる以上、現状は中央政府によるた「分権」となれば理想です。が、国の主導で地あれば、地域住民が仕事を望む市民自治と連動しを増やすことは悪いわけではありません。本来でもちろん、自治体側が中央政府に要望して仕事

官治としか見えませんし、そう言わざるを得ない。では、市民自治の「分権」に向かう解決策はあかだうかにかかっています。また、地方分権は補かどうかにかかっています。また、地方分権は補いだうかにかかっています。また、地方分権は補に性の原理に基づいてという言説がありますが、「補完性の原理に基づいてという言説がありますが、に補完性の原理に基づいてという言説がありますが、に対している。

どんな権限を国を含めた広域の政府に移譲するの に権限を移譲していくケースと捉えるとよいかも そのうちの一部をさらに広域の自治体や中央政 共問題への全権限を持っていることを仮定して、 治 かは自治体住民側が決める、 を集めるので見た目は しれません。より広い地域を管轄する政府に権限 ますが、これは、 いたことがありません。時間がないのではしょり 権」というのも出てきますね。これはさすがに聞 図 になりますね [のマトリックスに話を戻しますと、 自治体が公共サービスないし公 「集権」とはなりますが、 という意味では 自 治 自 府 集

5 「分権」の未来

① 「補完性の原理」「固有権説」による「分権」

市民は連帯して社会の公共課題を自主的に解決すでに少し説明しましたが、補完性の原理とは

使する政府機構と考えてください。
お体があり、国や場合によっては国家連合などに治体があり、国や場合によっては国家連合などにする。そこで解決できない課題の解決のために自する。

ます。 はないわけです。「分権」というのは、誰かが持っ が 権説について学説上のいろいろな立場はあります を前提にしていると言えますが、 されたものではありません、という考え方になり もそもの権限です。しつこいようですが、 固有権は分け与えられるものではないのです。 ている権限を「分け与える」ということですね。 自治体が持っている権限は「分権」されたもので よ、というのだから固有権説だと言えます。 からであっても介入することのできない権限です 自治体は固有の権限を持っていますよ、それは も固有権説で「分権」 はありえません。 なぜなら えるのでしょうか。 以上のことから、補完性の原理自体は 、純粋に「固有権」だというならそうなりますね。 かなり大胆に言えば、 「分権」 とは そもそ 自 治 そ

委任です、となるならば「固有権」になりません。国から回ってきた権限は、これは中央政府からのずです。でないと「固有権」説になりませんよね。てきたものは自分たちの固有の権限に変身するははあり得ます。ですが、自治体が最初から権限をはあり得ます。ですが、自治体が最初から権限を

ともう一度考えてみなければならなくなりますね。るわけです。では「分権」とは何なんだろうかなぁかなり近くなります。これもなんか変だなぁとなば、伝来説そのものとは言いませんが、伝来説に中央政府から受任した権限だと強調するのであれ

② 改めて「分権」とは何か

してもらう方法ですね。 くないと考え、地方に権限を分け与える方法です 二つ目は中央政府の官僚たちが面倒な仕事はした それを気にした中央政府がなんとなくというか仕 ٨ 限を誰が決めるのかを問題にしなければなりませ えるから「分権」となります。その分け与える権 提として、集中した権限からいくぶんかを分け与 についての話をしていますので、 ていなければなりません。本日は中央・地方関係 主張し分与してもらう市民自治的分権の方法もあ のもありますが、 ね。三点目は自治体側が中央政府に要請し、分与 方なく恩恵的に権限を分け与えるという方法です。 のは中央政府だということになります。それを前 権」というからには、 その方法にはいくつかのやり方があります。 点目は、 \めて 「分権」 とは何か考え直すと、第一に、「分 地方が分権・分権と騒がしいので、 市民が自分たちで解決したいと まずどこかに権限が集中し これには団体自治的なも 権限が集中する

ところが、これらの方法に共通しているのは権

限を分与してもらうということですね。つまり、 「集権」が前提となっていることに気づかなけれ が前提となっていることを前提として、 なら、国に「集権」しているものから地方が ばなりません。「集権」しているものから地方が ばなりません。「集権」しているものから地方が はなりません。「集権」していることを前提として、 なら、国に「集権」していることを前提として、 なら、国に「集権」していることですね。つまり、 限を分与してもらうということですね。つまり、

あるいは固有権説と矛盾するわけです。 していることを前提とするならば補完性の原理、 をも可能です。この場合は補完性の原理や固有 に集権する権限を国に「分権」していくと考える していることを前提とするならば補完性の原理や固有

はないかという方向性になって、 す。 していくこともあり得ます。 策ならこれくらいの規模で行うのが最も適切だと なりません。あるいは、 や人口規模などの政府規模を考えていかなければ になっていく。さらにそこから必要な地理的範囲 いろと検討をした結果、政府で課題解決すべきで に考えればそうなるはずです。課題出現後にいろ めにあるのではありません。 治体にやってもらうことや、 の原理は中央政府ができないことを前提として自 先ほどから何度か説明しているように、 当然、賛否はあるでしょうが、 効率性をもとに、この政 解決すべき課題があ 権限・権力指向のた 課題解 初めて権力行政 原理論を純 決が目的で 補完性

にも違和感があります。中央政府に権限を集中させるということにはどうがって、課題がないのに政府を作る、あるいは、

22

「分権」に代わる言葉は

(3)

がでてきません。

くありません。「お手並み拝見」などと揶 です。ですが、いかんせん言葉としての響きがよ れが、 か 事業をやりなさい、と権限を配っていくイメージ ら政府が権限をもっているのではなくて、われわ 権限を「配分する」というイメージです。 です。市民自治の観点から各級の政府に仕方なく ねない言葉ですね。 そのような中で最初に思いつい 各レベルの政府に対して、こうした施策 たのは 配 最初か 操かされ 権

ではそれほど使われていないと思うのですが「授見」と音は同じになりますから。もしくは、日本すが、やはり言葉の響きに問題がありますね。「予えるという視点から「与権」も良さそうです。でこのほかだと、政府に対しわれわれの権限を与

も考えられます。

この を増しただけに終わってしまうでしょうね。いず はないかと言えるからです。 個人からの という声が出るかもしれません。なぜかというと、 と思います。 わたしが言う意味での れにしても、今のままの「分権」の用語法では、 いろな意味で使われる「分権」にさらに一つ意味 人が全権を持っていると想定し、全権限性のある 「権」の字の中心を自由な個人におき、各個 ろいろ考えていくと 「分権」と読み替えるのでもいいので 「官治分権」 「分権」 ただこれだと、いろ のままでもよい が進んでい

むすび

(1) 「官治分権」 型社会はどこへ向かうのか

6 補助金を交付しない流れになっていると指摘して なってしまうかもしれません。 まだと、 型社会になってしまう可能性があります。このま なわち、中央政府の役人が人々の都合を考えず業 ど引用した福井さんの述べるような集権体制、 務を指示し、人々が反論する余地もない中央集権 未策定や成果の上がらない自治体に対しては 状の中央・ その反面で国から指示された政策が失敗 「形式的分権」、 国が自治体に計画策定を求めていなが 地方関係がこのままいくと、 あるいは 冒頭の今井さんの 「忖度分権」に 先ほ す

> 玉 可

ています。このことからもまさに「形式的分権」 自治体側が責任を負う流れになっていると指摘し ないでしょうか あるいは した場合、国は 「忖度分権」になっていると言えるでは 「分権」と「自治」を振りかざし、

(2)市民自治を取り戻すすべはあるのか

に攻撃する人などが出てきます。 される人や泣き寝入りする人、逆にむやみやたら 握りの強者たちが、 体をつくり、絆によって物事を解決しようとする 悪いものではありませんが、わたし自身は、 り戻すすべはあるのでしょうか。市民自治には「新 いでしょうか。 なってしまう危険があります。そうなると、洗脳 て動かし、多くの人々がそれに追随するように くは縛りが制度化するということになります。一 れる」ということは自動的に縛りがかかる、もし のは好きではありません。 しい公共」という考え方もあります。これ自体は 「集団を作りなさい」という行動を推奨します。「群 『政野党の合従連衡を見ていてもわかるのではな 能な集団ではなくなります。 こうした 「忖度分権」 集団を強者の論理にしたがっ の流れから市民自治を取 日本では「群れなさい」 この動きは昨今の これでは、持続 共同

にはありきたりな結論ではありますが、 きではありません。 そして市民自治と言っても、 やはり、 市民自治を取り戻す そもそも公共あり 個人の人

> ないでしょうか。もちろん、 るのはそぐわないと言えます。 には強い連帯が必要だという意見もあります。 るにしてもゆるやかな連帯を探るしかないのでは 権を尊重する。それを基軸・基盤として、 市民自治の観点からは、 目的を実現するた 連帯のみを強調す 連帯す

り締まりが難しくなるわけですから、 で、 何かいいきっかけ、あるいは可能性になるのでは するデモが散発的に起こっていることからも明 る最大の武器にもなるということです。 さん捕まえる、というのは現実的には難しいです を捕まえたらよいのか、一網打尽にとにかくたく かし、誰が首謀者かわからないとなると、一体誰 してしまえば、取り締まりは容易になります。し いるなら、その人を捕まえるなり、コントロール かな連帯は首謀者がいるわけではありませんの ないかと期待しています。また、こうしたゆるや かです。わたしはこの動きが市民自治を取り戻す つつあるのかもしれません。それは安倍政権に対 実は、 言い換えれば、 取り締まることも難しくなります。 ゆるやかな連携の動きは若者の間ででき 緩やかな連帯というのは、 権力に対す 首謀者が 取

ました。 終わりたいと思います。ご静聴ありがとうござ 持されていくことを祈念したところで今日の話 たしたちが自由に物事を考え発言できる社会が維 ゆるやかな連帯 (クラウド連帯) によって、 わ

^さとう かつひろ>

【参考文献

市川喜崇『日本の中央 〇一二年 —地方関係』 (法律文化社、

今井照 今井照 方版総合戦略と森林経営管理法体制を事例に」 (『自治総研』四七七号、二〇一八年 『計画』による国ー自治体間関係の変化~地 『地方自治講義』(ちくま新書、二〇一七年

今井照「自治体戦略2040構想研究会報告について」 (『自治総研』四八〇号、二〇一八年

今川晃・牛山久仁彦・村上順(編)『分権時代の地方自治 (三省堂、二〇〇七年

岩崎美紀子「地方分権改革のスタンダード」(『地方自 今村都南雄 治総研叢書10)』(敬文堂、二〇〇〇年 (編著)『自治・分権システムの可能性 自

宇賀克也『地方自治法概説【第七版】』 一七年 (有斐閣、

治』第六三六号、二〇〇〇年

大津浩 (編著) 総研叢書28)』(敬文堂、 『地方自治の憲法理論の新展開 . 二〇一一年 自 治

大森彌「市町村を『総合行政主体』として見るのをや 大森彌『自治体行政学入門』(良書普及会、一九八七年) めよ」(全国町村会コラム、二〇一八年

雄川一郎・塩野宏・園部逸夫 (編) 『現代行政法体系

8 地方自治』 (有斐閣、 一九八四年

金井利之「『補完性の原理』から『逆補完性の原理』へ」 金井利之 『自治制度』(東京大学出版会、二〇〇七年)

金井利之 (『ガバナンス』 第一三六号、 「分権改革の困難性と可能性」 二〇一二年 (『自治総研

四三〇号、

二〇一四年

鹿兒島重治 (ぎょうせい、 『地方自治体法 一九八三年 (現代行政法学全集14)』

> 河上暁弘 『平和と市民自治の憲法理 (敬文堂、二〇一二年 論 自 1治総研 叢書

河上暁弘「地方自治と憲法改正論― 改正提案を中心に _ (『自治総研』 全国知事会憲法 四七九号、

出良枝 (岩波書店、二〇一四年) (編) 『岩波講座 政治哲学1 主権と自 由

Ш

二〇一八年

神原勝 〇八年) 『自治・議会基本条例論』 (公人の友社、

神原勝 自治研究』No.424、二〇〇四年 「補完性の原理こそ地方自治の本旨」 (『北海道

神原勝・辻道雅宣(編)『戦後自治の政策・ (公人社、二〇一六年) 制度事典

小磯修二・村上裕一・山崎幹根 (岩波書店、二〇一八年) 『地方創生を越えて』

佐藤英喜 斉藤誠『現代地方自治の法的基層』 (有斐閣、二〇一二年) 『新地方自治の思想 (自治総研叢書12)』 (敬

佐藤克廣 文堂、二〇〇二年 「自治と民主政治を考える」(『北海道自 治研

究 №596、二〇一八年

佐藤克廣「鋭角鈍角 No.600、二〇一九年) 分権と自治」(『北海道自治研究

塩野宏『行政法研究第四巻 斐閣、 一九九〇年) 国と地方公共団体』 有

(有斐閣、 九九五年

杉原泰雄 島田恵司 塩野宏『行政法Ⅲ』 二〇一四年) 『分権改革の地平』 『日本国憲法の地方自治』 (コモンズ、二〇〇七年) (自治体研究社

二〇一九年 『地方自治の責任部 局 の研究 (公人の

辻山幸宣『地方分権と自治体連合 (自治総研叢書)』

(敬

文堂、 一九九四年

西尾勝 九〇年 『行政学の基礎概念』(東京大学出版会、

西尾勝 治』(ぎょうせい、 (編著) 『地方自治法講座12 九九八年 地 方分権と地方

西尾勝 西尾勝 『地方分権改革』(東京大学出版会、二〇〇七年 『国会の立法権と地方自治』(公人の友社、二

〇一八年

日本行政学会(編) 九七九年 『地方自治の三十年』(ぎょうせい

日本行政学会(編) (ぎょうせい、一九九六年 『分権改革―その特質と課題―』

日本地方自治学会(編)『「地域主権改革」と地方自 (地方自治叢書24)』(敬文堂、二〇一二年)

松下圭一『市民自治の憲法理論』(岩波新書940 福井淳『市町村制問答詳解』(日盛館、一八八八年) 一九七五年)

光本伸江『自治と依存 二〇〇七年) (自治総研叢書23)』 (敬文堂、

美濃部達吉『憲法講話』 二〇一八年 (有斐閣、 九一八年、 岩波文庫

森田朗・田口一博・金井利之 村松岐夫『地方自治 出版会、一九八八年 (東京大学出版会、二〇〇八年 (現代政治学叢書15)』 (編 『分権改革の動態 (東京大学

をまとめたものです。文責・編集部 人北海道地方自治研究所定期総会記念講演会での内容 (本稿は $\overline{}$ 九年六月二〇日に開催した公益社団法

九